

事務連絡
平成 25 年 7 月 17 日

各 都道府県
政令市
特別区

狂犬病予防担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

台湾における野生動物の狂犬病の発生について（第一報）

今般、7月16日付けで台湾行政院農業委員会より野生動物（イタチアナグマ）において狂犬病の発生を確認した旨の公表がありました。

これを受けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症法」という。）に基づく動物の輸入届出制度においては、狂犬病が発生していないとして厚生労働大臣が指定する地域から台湾を削除する予定です。なお、イタチアナグマについては、平成15年以降、感染症法に基づき、すべての国からの輸入を禁止しています。

また、狂犬病予防法（昭和25年法律247号）に基づく台湾から輸入される犬等（犬、猫、アライグマ、きつね及びスカンク）の検疫の取扱いに関し、本日付けで別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課よりプレスリリースがなされましたので、情報提供します。

今後、本件に関し、新しい情報が入りましたら、適時にお知らせします。

厚生労働省 狂犬病

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/>